

～犬の飼い主さんへ～

狂犬病予防注射済票の 交付手続きを忘れずに！

秋田県生活環境部生活衛生課

- 動物病院で狂犬病予防注射を受けた犬の飼い主さんには、病院から注射済の証明書が発行されます。
- でもこれで終わりではありません。飼い主さんは、この証明書を持って、お住まいの市町村での注射済票の交付手続きをする必要があります。
- 注射済票の交付手続きをしないと、愛犬の登録台帳に注射の記録が記載されません。
- 注射済の記録は、国内に狂犬病が発生した場合の緊急対策の基となります。
- 愛犬のためにも、動物病院で注射を受けたら、お住まいの市町村で注射済票の交付手続きを忘れずに！

～狂犬病とは～

狂犬病は全世界で発生しており、毎年5万人以上の方が死亡しています。発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。



注射済票の交付手続きについては、お住まいの市町村へ